



【株主説明会のお知らせ】

本年は、株主総会に先立ちまして、当日午後1時（開場午後0時30分）より午後2時30分まで、株主様向け事業説明会を開催し、当社代表取締役の鷺谷聡之より、当社の事業や技術開発の状況、また、今後の事業方針についてご説明する予定です。

同説明会は、株主様のみ入場可能です。説明会の入場時に議決権行使書を回収いたしますので、事業説明会のみご参加の株主様も、議決権行使書をお持ちください。

株式会社 A C S L

証券コード 6232

第12回

定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2024年3月27日（水曜日）午後3時30分
※昨年と開始時間が異なりますので、ご注意ください。

場所 | 東京都千代田区丸の内1-1-3
日本生命丸の内ガーデンタワー 3F AP東京丸の内

目次

第12回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	8
連結計算書類	22
計算書類	24
監査報告	26

■ 株主の皆様へ ■



代表取締役CEO
鷲谷 聡之

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

第12回定時株主総会を3月27日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。当日ご出席されない株主様におかれましては、書面又はインターネットによって事前の議決権行使をいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

2024年3月

当社は、「技術を通じて、人々をもっと大切なことへ」というミッションのもと、「最先端のロボティクス技術を追及し、社会インフラに革命を」というヴィジョンを掲げております。独自開発の制御技術をコアとして、今後見込まれる労働力の不足という社会課題を解決し、自由で開放された持続可能な世界の実現に取り組むテクノロジーカンパニーです。

ドローン市場を取り巻く環境は、オペレーションの効率化・無人化に向けたドローンを含むロボティクスの導入や、脱炭素化・EV化の手段として、ドローンの有用性が認知されつつあり、世界的に利用が広がっております。加えて、地政学的リスクの高まりや不安定な世界情勢などから、経済安全保障やセキュリティへの関心が強くなっております。

当連結会計年度においては、2023年3月に当社機体「PF2-CAT3」がドローンの第一種型式認証を日本で初めて取得し、レベル4でのドローン配送に成功いたしました。また、海外展開として米国に、当社子会社ACSL, Inc.を2023年1月に設立し、同年12月より国産の高セキュリティ対応の小型空撮ドローン「SOTEN」の輸出を開始し、同月末までに50台を販売することができました。

当社は2022年1月に「持続可能なグローバル・メーカーへ」進化すべく、中期経営方針「ACSL Accelerate2022」を発表いたしました。一方で、世界的な半導体の高騰や急激な円安進行等による外部環境の変化に伴い、事業環境は当時の想定より厳しい状況となっております。当社は収益性の改善を目的とした「選択と集中」とコスト構造の転換を目指した「リソースの最適化」を行い、売上・収益力向上を重視した事業全体の改革を進めことで、持続的な企業成長を実現し、企業価値、株主価値を高められるよう努めてまいります。

証券コード 6232

2024年3月11日

(電子提供措置の開始日：2024年3月4日)

株 主 各 位

東京都江戸川区臨海町3-6-4
ヒューリック葛西臨海ビル2階
株式会社 A C S L
代表取締役 鷲谷 聡之

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年3月26日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月27日（水曜日）午後3時30分（午後3時00分開場）
※株主説明会の実施により、昨年までと開始時間が異なりますのでご注意ください。
 2. 場 所 東京都千代田区丸の内1-1-3
日本生命丸の内ガーデンタワー 3F AP東京丸の内
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、下記ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://www.acsl.co.jp/ir/stock/meeting/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ACSL」又は「コード」に当社証券コード「6232」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。また、株主総会の決議結果につきましては、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本年は、株主総会に先立ちまして、当日午後1時より午後2時30分まで、同会場にて株主様向け事業説明会を実施し、当社代表取締役の鷲谷聡之より、当社の事業や技術開発の状況、また、今後の事業方針についてご説明する予定です。なお、会場の利用時間の制限等の理由により短縮・中止する場合がありますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 2022年9月1日に株主総会資料の電子提供制度についての改正会社法が施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供が可能となっておりますが、株主様の利便性を考慮し、経過措置としてすべての株主様に対し従前通りの株主総会資料をお送りしております。
次回以降も株主総会資料を書面で受領したい株主様におかれましては、当社基準日までに書面交付請求のお手続きをお願いいたします。

当社ウェブサイト (<https://www.acsl.co.jp>)

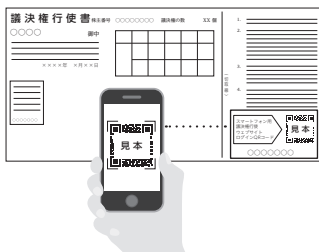
以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

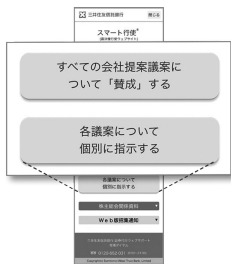
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

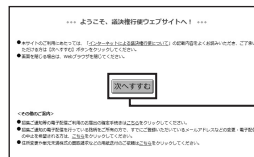
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

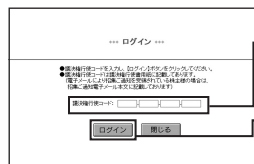
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

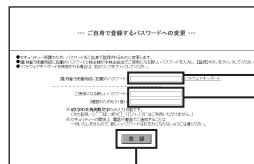
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたく存じます。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、増加後のその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充当するものであります。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少に関する事項

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

2024年2月14日時点の資本金の額986,421,997円のうち、976,421,997円を減少し、10,000,000円といたく存じます。また、2024年2月14日時点の資本準備金の額5,492,180,482円のうち、4,068,075,032円を減少し、1,424,105,450円といたく存じます。

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金及び資本準備金の額並びに減少後の資本金及び資本準備金の額が変動いたします。

(2) 資本金及び資本準備金の減少方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 5,044,497,029円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,044,497,029円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生ずる日

2024年3月27日

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のために取締役を1名減員し、3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	わし や さと し 鷲 谷 聡 之 (1987年9月26日)	2013年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク ジャパン入社 2016年7月 当社入社執行役員Vice President 2016年12月 取締役最高財務責任者（CFO）兼最高戦略 責任者（CSO） 2017年3月 取締役最高事業推進責任者（CMO） 2018年3月 取締役最高執行責任者（COO） 2020年6月 代表取締役社長兼最高執行責任者（COO） 2022年3月 代表取締役社長 2023年3月 代表取締役CEO（現任）	70,195株
2	はや かわ けん すけ 早 川 研 介 (1988年3月30日)	2012年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク ジャパン入社 2015年2月 KKRキャップストーン入社 2017年3月 当社入社最高財務責任者（CFO）兼最高経 営管理責任者（CAO） 2017年6月 取締役最高財務責任者（CFO）兼最高経 営管理責任者（CAO） 2020年6月 取締役最高財務責任者（CFO） 2021年6月 取締役CFO（現任）	263,720株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	※ て ら や ま し ょ う し 寺 山 昇 志 (1976年2月13日)	1999年4月 日商岩井株式会社入社 2007年4月 アーンストアンドヤング・トランザクシ オン・アドバイザリー・サービス株式会社入社 2011年6月 株式会社ボストンコンサルティンググルー プ入社 2017年6月 オムロン株式会社入社 2021年4月 同社ロボットビジネス推進プロジェクト本 部長 2023年5月 当社入社 CSO(最高戦略責任者) (現任)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 寺山昇志氏を取締役候補者とした理由は、ロボティクス事業全般にかかる知見を有し、当社入社以後、CSOとして米国事業の展開および全社の業務改善を指揮しており、これらの経験および実績を活かして当社の持続的な企業価値向上に貢献することを期待しているためであります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合を除く)。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「技術を通じて、人々をもっと大切なことへ」というミッションのもと、「最先端のロボティクス技術を追求し、社会インフラに革命を」というビジョンを掲げております。労働人口の減少や高齢化による人手不足の深刻化が進む一方で、インフラ設備の老朽化による設備点検・維持業務の増加や、生活様式の変化に伴うEC化による宅配業務の増加など、労働力の供給不足及び需要と供給の不一致は社会的な課題となっています。これらの社会課題に対し、当社グループはコアである独自開発の制御技術とそれを利用した産業用ドローンの社会実装により、当社グループのミッション・ビジョンの実現を通じて解決を目指しております。

当社グループは、国内のドローン関連企業において、唯一上場しているドローン専門メーカーとして、黎明期に求められる概念検証(PoC)を通して「特化するべき用途」を明らかにし、特定した有用な用途について用途特化型機体を開発し、社会実装を実現するために用途特化型機体の量産体制の構築・販売を行っております。

ドローン市場を取り巻く環境は、オペレーションの効率化・無人化に向けたドローンを含むロボティクスの導入や、脱炭素化・EV化の手段として、ドローンの有用性が認知されつつあり、世界的に利用が広がっております。加えて、地政学的リスクの高まりや不安定な世界情勢などから、経済安全保障やセキュリティへの関心が強くなっております。

当社グループは2022年1月に示した中期経営方針「ACSL Accelerate 2022」に基づき、「持続可能なグローバル・メーカーへ」進化するための取り組みを推進してまいりました。一方で、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う経済活動の停滞、世界的な半導体の高騰、急激な円安進行、世界的なインフレ等による外部環境の変化に伴い、事業環境は当時の想定より厳しい状況となっており、成長をけん引する想定であった国産の高セキュリティ対応の小型空撮ドローン「SOTEN」は販売台数が伸び悩んでいる状況です。SOTENの競争力が発揮できる脱中国製品が明確な米国市場・台湾市場への進出や、国内におけるSOTENの販売拡大に向け全国体験会等の活動を進めているものの、大きな売上成長には至っておりません。このような状況を踏まえると、売上・収益力向上を重視した事業全体の改革を進めることが急務となっております。

具体的には、幅広く展開してきた市場、用途及び製品について、収益性の改善を目的とした「選択と集中」を行い、大幅な売上増加を前提としない黒字化を実現できるコスト構造へ転換すべく「リソースの最適化」を行います。「選択と集中」としては小型空撮機体の強みを活かせる経済安全保障、脱中国製品が明確である日本の政府調達及び米国・台湾

の点検・災害対応分野に注力いたします。加えて、物流分野としては日本郵便株式会社との機体開発及び社会実装に向けた体制構築に注力いたします。リソースの最適化としては、注力事業領域に合わせて研究開発テーマの中止、日本国内の人員最適化及び連動する間接費用の削減を実施したうえで、成長市場となる米国・台湾への再投資を行います。

国内における直近の進捗としては、「SOTEN」について継続的な機能アップデートを実施して需要創出を図っております。また、日本郵便株式会社が実施する「ドローンによる郵便物などの配送試行」に国産ドローンを提供し、2023年3月に日本で初めてレベル4でのドローン配送に成功いたしました。日本郵便株式会社及び日本郵政キャピタル株式会社とは、2021年6月に資本業務提携を行っており、レベル4対応の物流専用機の開発をはじめ、今後もドローン物流の社会実装の推進とドローン市場の拡大に向けて連携を進めてまいります。

海外ドローン市場においては、日本以上に経済安全保障への関心が高く、昨今の世界情勢の状況により転換期を迎えております。特に当社グループが展開を進めている米国ではNational Defense Authorization Actが施行され、ロシア製や中国製のドローンの政府調達に禁止されており、加えて、中国製ドローンメーカーのDJI社は、2022年10月より米国国防総省の「中国軍事関連企業」に指定されるなど、経済安全保障を強く意識した施策が行われております。また、台湾においても2023年1月にドローンの政府調達に関わる方針が発表され、セキュリティに対する懸念から中国製ドローンの政府調達が制限されております。

当社グループはセキュリティが担保された国産ドローンを有しているのみならず、企業向け対応及び用途特化型をキーワードとしたポジショニング形成が可能であり、海外におけるセキュアなドローンへの需要にも適応することができる可能性が高く、当社製品は海外市場においても十分に競争力を持つ製品であると認識しております。

米国市場では官庁・社会インフラ関連企業にて利用されている中国製ドローンからのスイッチングを目指し、カリフォルニア州の当社子会社ACSL, Inc.を2023年1月に設立し、CEOには、直近まで米国大手ドローンソフトウェア開発企業であるAuterion社や中国ドローンメーカーDJI社にて北米の企業向けドローン市場において大きな成果を発揮してきました、シンシア・ホァン(Cynthia Huang)が就任しております。

米国市場での当社製品の販売、サポート、修理及びサービス支援を行うディストリビューターとして、General Pacific社との間で2023年7月に戦略的販売代理店パートナーシップに関する覚書(MOU)を締結し、2023年12月より、米国市場向けにSOTENの輸出を開始し、同月末までに50台のSOTENを販売しております。

台湾市場については、台湾に拠点を置く台湾翔棋科技股份有限公司(Xiangqi Technology社)、台湾先創國際股份有限公司(SENTRA社)及び台湾敦陽科技股份有限公司(Stark Technology社)との間で、2023年8月に台湾市場における当社製品の販売に関する戦略的販売代理店パートナーシップに関する覚書(MOU)を締結するとともに、2023年12月にXiangqi Technology社との間で台湾エリアにおける販売店契約を締結し、台湾市場での販売を進めてまいります。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

インド市場への進出については、現地パートナー企業(Aeroarc社)と2023年5月に今後2年間で総額3,000万米ドル(4,050,000千円相当(1米ドル=135円で算定))のドローン及びロボティクスに関するプロジェクトを検討及び具体化していくための戦略提携覚書(MOU)を締結いたしました。同MOUに基づき、ArcV Holdings Private Ltd.よりインドにおける地上走行ロボットの販売として1,362万米ドル(1,838,700千円相当(1米ドル=135円で算定))の受注をいたしました。なお、本案件については、一部受注について輸出手続きが完了しているものの、ArcV Holdings Private Ltd.での検収作業中となっており、当連結会計年度の売上高には含まれておりません。

当社グループの研究開発投資は、短期的な利益を追求のではなく、海外展開も含め、中長期的な成長を実現するために戦略的かつ積極的に研究開発費を投下する方針を維持し、各種用途特化型機体の機体開発、量産体制の構築を進めるとともに、プラットフォーム技術の強化を行ってきました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は売上高896,362千円、営業損失2,071,195千円、経常損失2,102,936千円、親会社株主に帰属する当期純損失2,543,190千円となりました。

当社グループはドローン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。そのため、当社グループの販売実績を主な内訳別に区分した売上高の状況は次のとおりであります。

(単位：千円)

区分 (注)	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
実証実験	397,749	335,003
プラットフォーム機体販売	103,934	67,706
用途特化型機体販売	1,012,634	338,739
その他	120,874	154,913
合計	1,635,192	896,362

- (注) 1. サービス提供の各段階に関して、実証実験として、顧客のドローン導入のニーズを踏まえて、課題解決のために当社グループのテスト機体を用いた概念検証 (PoC) に係るサービスを提供しております。概念検証 (PoC) を経て、顧客先の既存システムへの組み込みも含めた特注システム全体の設計・開発を行っております。
2. プラットフォーム機体販売において、顧客先における試用 (パイロット) もしくは商用ベースでの導入として、当社グループのプラットフォーム機体をベースにした機体の生産・供給を行っております。
3. 用途特化型機体販売においては、特定の領域において量産が見込める機体について、量産機体の開発・生産・販売を行っております。
4. その他においては、機体の保守手数料や消耗品の販売に加えて、一般的に国家プロジェクトにおいて、受託先が収受する補助金等のうち、新規の研究開発を行わず、既存の当社グループの技術を用いて委託された実験を行うことが主目的のプロジェクトについての売上高を含んでおります。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は131,080千円です。その主な内容は、営業活動及び研究開発用ドローン機体の取得やドローン関連事業におけるソフトウェアの開発等であります。
- ③ 資金調達の状況
2023年2月6日にCVI Investments, Inc.への第三者割当による新株式の発行により339,349千円、無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により1,389,500千円、新株予約権の発行により8,045千円の資金調達を行いました。
また、2023年11月29日に海外募集による新株式の発行により1,317,165千円の資金調達を行いました。
なお、2024年1月31日に金融機関より長期借入金として1,440,000千円の調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分
該当事項はありません。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2021年3月期)	第 10 期 (2021年12月期)	第 11 期 (2022年12月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売 上 高 (千円)	620,705	501,013	1,635,192	896,362
経 常 損 失 (△) (千円)	△1,081,647	△1,213,748	△2,174,230	△2,102,936
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	△1,511,710	△1,225,869	△2,591,834	△2,543,190
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△139.54	△103.94	△209.77	△197.05
総 資 産 (千円)	4,008,930	5,715,185	4,976,675	5,094,851
純 資 産 (千円)	3,572,642	5,419,419	2,938,782	2,264,514
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	325.92	436.03	229.66	147.99

(注) 第10期は、決算期変更により2021年4月1日から2021年12月31日までの9か月間を連結会計年度とする変則的な決算となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2021年3月期)	第 10 期 (2021年12月期)	第 11 期 (2022年12月期)	第 12 期 (当事業年度) (2023年12月期)
売 上 高 (千円)	620,705	501,013	1,635,192	884,860
経 常 損 失 (△) (千円)	△1,081,559	△1,211,231	△2,272,519	△2,116,391
当期純損失 (△) (千円)	△1,511,710	△1,223,557	△2,584,529	△2,459,967
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△139.54	△103.75	△209.18	△190.60
総 資 産 (千円)	4,005,327	5,708,810	4,961,171	5,176,671
純 資 産 (千円)	3,569,699	5,414,351	2,929,248	2,347,115
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	325.92	435.92	229.17	153.75

(注) 第10期は、決算期変更により2021年4月1日から2021年12月31日までの9か月間を事業年度とする変則的な決算となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

会社名	出資金又は資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
A C S L 1号有限責任事業組合	503,030千円	99.0%	投資事業
ACSL, Inc.	600千USドル	100.0%	産業用ドローンの販売

- ③ 持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ACSL India Private Limited	75,000千インドルピー	49.0%	産業用ドローンの製造、販売

(4) 対処すべき課題

当社グループが主に取り組んでいる産業用ドローン関連事業につきましては、技術の進展とともに様々な産業での利活用が広がっており、今後もさらなる市場の拡大が見込まれます。

労働人口の減少・高齢化が進む中、労働生産性の向上は社会的な要請であり、様々な分野で業務効率化に関する需要が高まっております。その中で、業務の効率化・無人化の手段として、ドローンの有用性が認知されつつあり、各産業において利用が広がっております。また、世界的に、経済安全保障への関心の高まりとセキュリティ対応に関するニーズが急伸しており、国産のセキュアなドローンに対する需要が高まっております。

当社グループは2022年1月に中期経営方針「ACSL Accelerate 2022」に基づき、「持続可能なグローバル・メーカーへ」進化するための取り組みを推進してまいりました。一方で、当社を取り巻く事業環境は、当時の想定よりも厳しい状況となっており、成長をけん引する想定であった国産の高セキュリティ対応の小型空撮ドローン「SOTEN」は販売台数が伸び悩んでいる状況です。当社グループとして製品の競争力が出る地域、分野を特定して米国と台湾の進出やSOTEN 自体の改善活動を進めております。

これらの背景から、当社グループは収益力向上を重視した事業全体の改革を進めて、企業価値向上に努めていくことを決意いたしました。

このような状況の下、当社グループの対処すべき課題は、次のとおりであります。

- ① 開発戦略

用途特化型機体の開発として事業の「選択と集中」を行い、当社グループの強みを活かせる小型空撮機体及び日本郵便株式会社との物流機体の開発に注力いたします。

小型空撮機体については、開発投資が先行するフェーズを抜け、上市・市場対応を実施するフェーズに移行しており、今後も積極的な機能改善や顧客からのフィードバックへの対応を進め、製品力の強化に努めてまいります。また、海外展開に向けた、輸出許可の取得や現地法規に対応可能となるための開発についても、積極的な投資を進めてまいります。加えて、「中小企業イノベーション創出推進事業」における「行政等ニーズに応える小型空撮ドローンの性能向上と社会実装」事業(SBIR事業)にて新たな高性能の安全安心な小型空撮ドローンの開発を目指します。

物流機体については、資本業務提携を行っております日本郵便株式会社でのドローン物流の社会実装に向け、国内で唯一である「レベル4」(有人地帯上空における目視外飛行)に対応した第一種型式認証を取得している技術力を活かし、物流専用機体の開発を進めてまいります。

② 生産体制

当社グループは、安全品質を最優先事項と位置づけ、品質向上を目指して、社内体制の強化を進めてまいりました。機体の量産については、国内における高品質な組み立て供給が可能なパートナー企業との連携により、用途特化型機体の量産体制を構築してまいりました。今後も製品の安全品質は当社グループの最優先事項であり、パートナー企業との連携を深め、高品質かつ安定的な量産体制の構築を維持してまいります。また、販売を開始した製品について顧客からのフィードバックを受け、継続的な品質向上を目指してまいります。

調達戦略としては、高騰している半導体・電子部品価格への対応として安価な半導体・電子部品へ設計変更などを実施することにより、原価低減を進めてまいります。また、キーサプライヤーに対する調達強化や協力体制の構築による原価低減にも取り組んでまいります。

③ 営業戦略

国内市場においては、小型空撮分野において、当社グループの小型空撮機体の強みである、国産かつ高セキュリティ対応である点を活かせる、官公庁等の政府調達に注力してまいります。また、物流分野においては、資本業務提携を行っております日本郵便株式会社とのドローン物流の社会実装に向けた体制構築を進めてまいります。

海外市場については、経済安全保障による需要の増加を受けて、本格的な海外進出を展開いたします。特に脱中国製品が明確である、米国・台湾の点検・災害対応分野に注力いたします。米国市場においては、2023年1月に設立した当社子会社と現地ディストリビューターとの連携により、販売体制の構築を進めてまいります。台湾市場においても、現地パートナー企業と販売代理店契約を締結し、輸出販売に向けた対応を進めております。また、インド市場においては、引き続きインドにおけるパートナー企業と連携し、日本メーカーである優位性を活かした案件の獲得を目指してまいります。

④ 規制への対応

ドローン関連業界を取り巻く規制の変化に対応し、拡大が見込まれる需要に対応すべく、規制整備に関連する国土交通省、経済産業省などの行政機関と引き続き、密な連携を図ってまいります。

加えて、海外市場への進出においても、現地法規制への対応を進めるとともに、現地規制当局との連携も図ってまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社は、従来、一層の事業拡大を進めるにあたり、適切な内部統制システムの構築、コンプライアンス遵守体制の整備に継続して取り組んでまいりました。また、監査等委員会、内部監査室及び監査法人とより密接な連携を図ることで、内部統制システムの適切な運用を進めております。当社は、2023年3月より、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監査・監督機能の一層強化により、更なるコーポレートガバナンスの充実を図っております。

(5) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社グループは、「技術を通じて、人々をもっと大切なことへ」というミッションのもと、「最先端のロボティクス技術を追求し、社会インフラに革命を」というヴィジョンを掲げております。当社グループは自律制御技術を始めとしたロボティクス技術を追求し、常に最先端の技術開発を行っております。それらの技術の社会実装を通じて、人類の活動の基盤となる社会インフラにおける、経済活動の生産性を高め、付加価値の低い業務、危険な業務の一つでも多く代替させ、持続可能な社会インフラの構築を目指し事業を進めております。

主たる事業は、自律制御技術を用いた産業用ドローンの開発・販売、産業用ドローンを活用したソリューションの開発・導入支援及び関連する製品の販売・サービス提供であります。

(6) 主要な営業所及び工場（2023年12月31日現在）

① 当社

本	社	東京都江戸川区
支	店	南相馬支店：福島県南相馬市

② 子会社

A C S L 1号有限責任事業組合	本社（東京都江戸川区）
--------------------	-------------

(7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
90 (10) 名	3 (△3) 名増

(注) 使用人数は就業人員（当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減
87 (10) 名	16 (△3) 名増

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社三井住友銀行	200,000
三井住友信託銀行株式会社	400,000
株式会社りそな銀行	190,000
株式会社千葉銀行	105,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2023年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 35,000,000株

(2) 発行済株式の総数 14,514,261株

(3) 株主数 15,821名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本郵政キャピタル(株)	1,259千株	8.68%
野波健蔵	1,200	8.27
IGLOBE PLATINUM FUND II PTE. LTD.	871	6.00
(株) 菊池製作所	700	4.82
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	625	4.31
野村証券株式会社	326	2.25
早川研介	263	1.82
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT	227	1.57
株式会社 SBI証券	195	1.35
大田誠	179	1.23

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	鷲谷 聡之	
取締役CFO	早川 研介	
取締役	杉山 全功	株式会社Kaizen Platform社外取締役 地盤ネットホールディングス株式会社社外取締役
取締役	島津 忠美	株式会社セミコンダクタポータル社外取締役 学校法人学習院理事
取締役(常勤監査等委員)	静 健太郎	静公認会計事務所 代表 アルファ監査法人 社員 株式会社アソインターナショナル 社外監査役
取締役(監査等委員)	捻橋 かおり	辻巻総合法律事務所 弁護士 ASTI株式会社 社外取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員)	大門 あゆみ	法律事務所UNSEEN代表弁護士 株式会社コナカ社外取締役

- (注) 1. 取締役杉山全功氏、島津忠美氏、静健太郎氏、捻橋かおり氏及び大門あゆみ氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員静健太郎氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員捻橋かおり氏及び大門あゆみ氏は弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役の杉山全功氏、島津忠美氏、捻橋かおり氏及び大門あゆみ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を置いております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、取締役(監査等委員)、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職

務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役の職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、各取締役の報酬を取締役会で決定しております。なお、当社は取締役の報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、2020年4月14日付にて、過半数の委員を独立社外取締役で構成する、当社取締役会に対して報告及び提言を行うための報酬委員会を設置しました。当社取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び個別の報酬等に係る事項は、本委員会で検討の上、取締役会への報告又は提言を経て、取締役会にて決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、基本報酬のみの支給として監査等委員である取締役の協議で決定しております。

なお、当社は2023年3月24日開催の第11回定時株主総会決議に基づき、同定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査等委員会設置会社以降前において、監査役の報酬は株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、基本報酬のみの支給として監査役の協議で決定しております。

当社の取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬は、基本報酬及び株価連動報酬により構成されており、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

・基本報酬

各取締役の役位に基づく定額報酬とし、経営環境や他社の水準等を考慮し、職責に応じて決定しております。

・株価連動報酬

株価連動報酬として、株式報酬型ストックオプションを付与しております。これは、社外取締役を除く取締役全員が、株価上昇によるメリットだけでなく、株価下落によるリスクも株主と共有することにより、当社の企業価値増大に向けた意欲を一層高めることを目的として付与するもので、社外取締役を除く各取締役の割当数は、職責に応じて取締役会にて決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	85,664 (15,250)	64,000 (15,250)	21,664 (-)	5 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	18,000 (18,000)	18,000 (18,000)	- (-)	3 (3)
監 査 役 （うち社外監査役）	5,160 (5,160)	5,160 (5,160)	- (-)	3 (3)
合 計 （うち社外役員）	108,824 (38,410)	87,160 (38,410)	21,664 (-)	11 (8)

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は、株式報酬型ストック・オプションとして付与した新株予約権であり、当事業年度における交付状況は「第12回定時株主総会資料（交付書面に記載しない事項） 1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。上記の非金銭報酬等の額は、当事業年度における取締役3名に対する費用計上額としております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年3月24日開催の第11回定時株主総会において、年額150百万円以内（うち社外取締役年額40百万円以内。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は2名）です。また、上記報酬枠とは別枠で、同定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は2名）です。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年3月24日開催の第11回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
4. 上記には、第11回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名、監査役3名（うち社外監査役3名）を含んでおります。なお、当社は、2023年3月24日開催の第11回定時株主総会決議に基づき、同定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役杉山全功氏は、株式会社Kaizen Platformの社外取締役及び地盤ネットホールディングス株式会社の社外取締役として経営に関与しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役島津忠美氏は、株式会社セミコンダクタポータルの社外取締役として経営に関与しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）静健太郎氏は、静公認会計事務所代表、アルファ監査法人社員、及び株式会社アソインターナショナルの社外監査役として経営に関与しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・取締役（監査等委員）捻橋かおり氏は、辻巻総合法律事務所弁護士及びASTI株式会社の社外取締役（監査等委員）として経営に関与しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）大門あゆみ氏は、法律事務所UNSEEN代表弁護士、株式会社コナカ社外取締役として経営に関与しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 杉山全功	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会では経営全般に関する助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で社員の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 島津忠美	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。主に長年にわたる製品開発及び技術開発全般の豊富な経験と実績を生かし、取締役会では製品開発及び技術開発に関する助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で社員の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役（監査等委員） 静 健太郎	監査等委員である取締役就任後に開催された取締役会11回のうち11回、監査等委員会11回のうち11回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 捻橋かおり	監査等委員である取締役就任後に開催された取締役会11回のうち11回、監査等委員会11回のうち11回に出席いたしました。取締役会において、国際弁護士としての豊富なご経験から、海外案件などを中心に意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 大門あゆみ	監査等委員である取締役就任後に開催された取締役会11回のうち11回、監査等委員会11回のうち11回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,203,302	流動負債	1,603,222
現金及び預金	1,499,555	買掛金	317,574
売掛金	139,282	短期借入金	895,000
商品	491,762	未払金	161,614
仕掛品	572,699	未払法人税等	43,087
原材料	1,175,419	契約負債	100,910
前渡金	96,904	その他	85,035
その他	227,678	固定負債	1,227,114
固定資産	891,549	転換社債型新株予約権付社債	1,215,812
有形固定資産	68,181	繰延税金負債	11,302
建物	8,926	負債合計	2,830,337
工具、器具及び備品	59,255	(純資産の部)	
無形固定資産	208,989	株主資本	2,138,689
ソフトウェア	201,348	資本金	971,479
その他	7,640	資本剰余金	6,304,929
投資その他の資産	614,379	利益剰余金	△5,137,336
投資有価証券	241,987	自己株式	△382
長期貸付金	321,661	その他の包括利益累計額	9,210
その他	50,729	為替換算調整勘定	9,210
		新株予約権	115,585
		非支配株主持分	1,028
		純資産合計	2,264,514
資産合計	5,094,851	負債純資産合計	5,094,851

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		896,362
売上原価		1,131,519
売上総損		△235,157
販売費及び一般管理費		1,836,038
営業損		△2,071,195
営業外収益		
受取利息	337	
為替差益	31,065	
助成金収入	131,973	
その他の収入	6,320	169,696
営業外費用		
支払利息	9,112	
持分法による投資損失	10,249	
株式交付費	60,845	
社債発行費	119,087	
その他の費用	2,141	201,437
経常損		△2,102,936
特別利益		
新株予約権戻入益	1,855	1,855
特別損失		
投資有価証券評価損	431,712	431,712
税金等調整前当期純損失		△2,532,793
法人税、住民税及び事業税	5,351	
法人税等調整額	6,298	11,650
当期純損失		△2,544,444
非支配株主に帰属する当期純損失		△1,253
親会社株主に帰属する当期純損失		△2,543,190

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,184,991	流 動 負 債	1,602,442
現金及び預金	1,465,517	買掛金	317,574
売掛金	147,349	短期借入金	895,000
商品	491,762	未払金	161,089
仕掛品	572,699	未払費用	23,443
原材料	1,175,419	未払法人税等	42,831
前渡金	96,904	契約負債	100,910
前払費用	52,683	預り金	16,548
その他	182,655	その他	45,043
固 定 資 産	991,680	固 定 負 債	1,227,114
有 形 固 定 資 産	68,181	転換社債型新株予約権付社債	1,215,812
建物	8,926	繰延税金負債	11,302
工具、器具及び備品	59,255	負 債 合 計	2,829,556
無 形 固 定 資 産	208,989	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	201,348	株 主 資 本	2,231,529
特許権	34	資 本 金	971,479
意匠権	7,605	資 本 剰 余 金	6,304,929
投 資 そ の 他 の 資 産	714,510	資 本 準 備 金	5,477,237
投資有価証券	81,213	その他資本剰余金	827,691
関係会社株式	159,061	利 益 剰 余 金	△5,044,497
関係会社出資金	101,845	その他利益剰余金	△5,044,497
関係会社長期貸付金	321,661	繰越利益剰余金	△5,044,497
その他	50,729	自 己 株 式	△382
		新 株 予 約 権	115,585
資 産 合 計	5,176,671	純 資 産 合 計	2,347,115
		負 債 純 資 産 合 計	5,176,671

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	884,860
売上原価	1,129,742
売上総損失	△244,881
販売費及び一般管理費	1,730,162
営業損失	△1,975,043
営業外収益	
受取利息	833
助成金収入	131,973
為替差益	32,347
その他	6,320
合計	171,474
営業外費用	
支払利息	9,103
出資金運用損	121,643
株式交付費	60,845
社債発行費	119,087
その他	2,141
合計	312,822
経常損失	△2,116,391
特別利益	
新株予約権戻入益	1,855
特別損失	
投資有価証券評価損	334,042
税引前当期純損失	△2,448,578
法人税、住民税及び事業税	5,090
法人税等調整額	6,298
当期純損失	△2,459,967

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

株式会社A C S L
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木基之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 杉原伸太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社A C S Lの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A C S L及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

株式会社 A C S L
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 基之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 杉原 伸太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 A C S L の2023年1月1日から2023年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。なお、当社は2023年3月24日開催の第11回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2023年1月1日から2023年3月23日までの状況については、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等（組合の業務執行者を含む。）と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月26日

株式会社 A C S L 監査等委員会

常勤監査等委員 静 健太郎 ㊞

監査等委員 捻橋 かおり ㊞

監査等委員 大門 あゆみ ㊞

(注) 監査等委員 静 健太郎、捻橋 かおり及び大門 あゆみは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会場

日本生命丸の内ガーデンタワー 3F AP東京丸の内
東京都千代田区丸の内1-1-3



交通

JR線 「東京駅」丸の内北口より徒歩6分

都営三田線 「大手町駅」D6出口直結

【お願い】

建物1階からご来場いただく際には、建物正面玄関をに入ってすぐ右手にございますエレベーターで3階にお上がりください。

また、ご来場に際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。